

# 宇佐市立特別養護老人ホーム妙見荘 施設利用料(短期入所)《2割負担》

## 短期入所サービスの利用者負担額(1日当たり)

(単位:円)

サービス費	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	438	545	586	654	724	792	859
加算分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	-		12 (Ⅰ 4円、Ⅱ 8円)				
機能訓練指導加算	12		12				
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	-		15				
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6		6				
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	サービス費に8.3%を乗じた金額						
サービス費+加算分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	988	1,219	1,367	1,514	1,666	1,813	1,958

以下のサービスを提供した場合は、それぞれに、8.3%を乗じた金額をご負担頂きます。

医療連携強化加算	-	58
送迎加算(片道)	184	
個別機能訓練加算	56	
認知症行動心理症状緊急対応加算	200	
緊急短期入所受入加算	90	

## 食事負担額・居住費負担額(1日当たり)

(単位:円)

食費	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階	
		300	390	650	1,392
居住費	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階	
	個室利用	320	420	820	1,171
	多床室利用	0	370	370	855

※食費・居住費に関しては、市町村から介護保険負担限度額認定証が発行された場合の金額になります。

第一段階	・生活保護受給者の方 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市区町村民税非課税の方
第二段階	・世帯全員が市区町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年額80万円以下の方
第三段階	・世帯全員が市区町村民税非課税で、上記に該当しない方
第四段階	・上記以外の方

※住民票上、世帯が異なる(世帯分離している)配偶者の所得も勘案します。

※預貯金等を勘案(単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下)します。

※食費については朝食384円、昼食504円、夕食504円です。例えば、要介護3で第三段階の方が朝食と昼食を食べられた場合880円ですが、負担限度額が適用されるため650円のご負担となります。

## 利用者負担額合計(1日当たり)

(単位:円)

個室利用の場合	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
要支援 1	1,608	1,798	2,458	3,551
要支援 2	1,839	2,029	2,689	3,782
要介護 1	1,987	2,177	2,837	3,930
要介護 2	2,134	2,324	2,984	4,077
要介護 3	2,286	2,476	3,136	4,229
要介護 4	2,433	2,623	3,283	4,376
要介護 5	2,578	2,768	3,428	4,521
多床室利用の場合	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
要支援 1	1,288	1,748	2,008	3,235
要支援 2	1,519	1,979	2,239	3,466
要介護 1	1,667	2,127	2,387	3,614
要介護 2	1,814	2,274	2,534	3,761
要介護 3	1,966	2,426	2,686	3,913
要介護 4	2,113	2,573	2,833	4,060
要介護 5	2,258	2,718	2,978	4,205

※オムツ代・洗濯代を含みます。

# 宇佐市立特別養護老人ホーム妙見荘 施設利用料(短期入所)《1割負担》

## 短期入所サービスの利用者負担額(1日当たり)

(単位:円)

サービス費	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		438	545	586	654	724	792
加算分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	-		12 (Ⅰ 4円、Ⅱ 8円)				
機能訓練指導加算	12		12				
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	-		15				
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6		6				
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	サービス費に8.3%を乗じた金額						
サービス費+加算分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	494	610	683	757	833	906	979

以下のサービスを提供した場合は、それぞれに、8.3%を乗じた金額をご負担頂きます。

医療連携強化加算	-	58
送迎加算(片道)		184
個別機能訓練加算		56
認知症行動心理症状緊急対応加算		200
緊急短期入所受入加算		90

## 食事負担額・居住費負担額(1日当たり)

(単位:円)

食費	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階	
		300	390	650	1,392
居住費	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階	
	個室利用	320	420	820	1,171
	多床室利用	0	370	370	855

※食費・居住費に関しては、市町村から介護保険負担限度額認定証が発行された場合の金額になります。

第一段階	・生活保護受給者の方 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市区町村民税非課税の方
第二段階	・世帯全員が市区町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年額80万円以下の方
第三段階	・世帯全員が市区町村民税非課税で、上記に該当しない方
第四段階	・上記以外の方

※住民票上、世帯が異なる(世帯分離している)配偶者の所得も勘案します。

※預貯金等を勘案(単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下)します。

※食費については朝食384円、昼食504円、夕食504円です。例えば、要介護3で第三段階の方が朝食と昼食を食べられた場合880円ですが、負担限度額が適用されるため650円のご負担となります。

## 利用者負担額合計(1日当たり)

(単位:円)

個室利用の場合	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
要支援 1	1,114	1,304	1,964	3,057
要支援 2	1,230	1,420	2,080	3,173
要介護 1	1,303	1,493	2,153	3,246
要介護 2	1,377	1,567	2,227	3,320
要介護 3	1,453	1,643	2,303	3,396
要介護 4	1,526	1,716	2,376	3,469
要介護 5	1,599	1,789	2,449	3,542
多床室利用の場合	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
要支援 1	794	1,254	1,514	2,741
要支援 2	910	1,370	1,630	2,857
要介護 1	983	1,443	1,703	2,930
要介護 2	1,057	1,517	1,777	3,004
要介護 3	1,133	1,593	1,853	3,080
要介護 4	1,206	1,666	1,926	3,153
要介護 5	1,279	1,739	1,999	3,226

※オムツ代・洗濯代を含みます。

## 宇佐市立特別養護老人ホーム妙見荘 施設利用料(入所用・1割)

### 施設サービス費の利用者負担額(1日当たり)

(単位:円)

①施設サービス費	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	559	627	697	765	832
②加算	個別機能訓練加算 12				
	看護体制加算(Ⅰ口、Ⅱ口) 12 (Ⅰ口 4、Ⅱ口 8)				
	夜勤職員配置加算(Ⅲ) 16				
	日常生活継続支援加算(Ⅰ) 36				
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) サービス費に8.3%を乗じた金額				
施設サービス費+加算分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
③1日当たり ①+②	688	761	837	911	983
④31日分 ③×31	21,319	23,602	25,952	28,235	30,484

上記加算以外に、認知症行動・心理症状緊急対応加算 200円/7日間、初期加算 30円/30日間、配置医師緊急時対応加算 650円、又は1,300円、看取り介護加算 144円、780円、又は1,580円を頂戴する場合があります。

### 食事負担額・居住費負担額(1日当たり)

(単位:円)

⑤食費	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
	300	390	650	1,392
居住費	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
⑥個室利用	320	420	820	1,171
⑦多床室利用	0	370	370	855
食費+居住費	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
⑧個室利用 ⑤+⑥	620	810	1,470	2,563
⑨31日分 ⑧×31	19,220	25,110	45,570	79,453
⑩多床室利用 ⑤+⑦	300	760	1,020	2,247
⑪31日分 ⑩×31	9,300	23,560	31,620	69,657

※食費・居住費に関しては、市町村へ申請を行い介護保険負担限度額認定証が発行された場合の金額になります。

第一段階	・生活保護受給者の方 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市区町村民税非課税の方
第二段階	・世帯全員が市区町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計金額が年額80万円以下の方
第三段階	・世帯全員が市区町村民税非課税で、上記に該当しない方
第四段階	・上記以外の方

※住民票上、世帯が異なる(世帯分離している)配偶者の所得も勘案します。

※預貯金等を勘案(単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下)します。

### 利用者負担額合計(31日当たり)

(単位:円)

個室利用の場合 ④+⑨	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
要介護 1	40,539	46,429	66,889	100,772
要介護 2	42,822	48,712	69,172	103,055
要介護 3	45,172	51,062	71,522	105,405
要介護 4	47,455	53,345	73,805	107,688
要介護 5	49,704	55,594	76,054	109,937
多床室利用の場合 ④+⑪	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
要介護 1	30,619	44,879	52,939	90,976
要介護 2	32,902	47,162	55,222	93,259
要介護 3	35,252	49,512	57,572	95,609
要介護 4	37,535	51,795	59,855	97,892
要介護 5	39,784	54,044	62,104	100,141

※医療費や理美容代等は別途必要に応じてご負担頂きます。

※オムツ代・洗濯代を含みます。

※この表はあくまでも概算であり、目安として下さい。日数や状態に応じてご負担額が前後する場合があります。

※令和1年10月1日からの料金表です。

# 宇佐市立特別養護老人ホーム妙見荘 施設利用料(入所用・2割)

## 施設サービス費の利用者負担額(1日当たり)

(単位:円)

①施設サービス費	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	559	627	697	765	832
②加算	個別機能訓練加算 12				
	看護体制加算(Ⅰ口、Ⅱ口) 12 (Ⅰ口 4、Ⅱ口 8)				
	夜勤職員配置加算(Ⅲ) 16				
	日常生活継続支援加算(Ⅰ) 36				
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) サービス費に8.3%を乗じた金額				
施設サービス費+加算分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
③1日当たり ①+②	1,375	1,523	1,674	1,822	1,967
④31日分 ③×31	42,638	47,204	51,904	56,470	60,969

上記加算以外に、認知症行動・心理症状緊急対応加算 400円/7日間、初期加算 60円/30日間、配置医師緊急時対応加算 1,300円、又は2,600円、看取り介護加算 288円、1,560円、又は3,160円を頂戴する場合があります。

## 食事負担額・居住費負担額(1日当たり)

(単位:円)

⑤食費	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
	300	390	650	1,392
居住費	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
⑥個室利用	320	420	820	1,171
⑦多床室利用	0	370	370	855
食費+居住費	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
⑧個室利用 ⑤+⑥	620	810	1,470	2,563
⑨31日分 ⑧×31	19,220	25,110	45,570	79,453
⑩多床室利用 ⑤+⑦	300	760	1,020	2,247
⑪31日分 ⑩×31	9,300	23,560	31,620	69,657

※食費・居住費に関しては、市町村へ申請を行い介護保険負担限度額認定証が発行された場合の金額になります。

第一段階	・生活保護受給者の方 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市区町村民税非課税の方
第二段階	・世帯全員が市区町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計金額が年額80万円以下の方
第三段階	・世帯全員が市区町村民税非課税で、上記に該当しない方
第四段階	・上記以外の方

※住民票上、世帯が異なる(世帯分離している)配偶者の所得も勘案します。

※預貯金等を勘案(単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下)します。

## 利用者負担額合計(31日当たり)

(単位:円)

個室利用の場合 ④+⑨	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
要介護 1	61,858	67,748	88,208	122,091
要介護 2	66,424	72,314	92,774	126,657
要介護 3	71,124	77,014	97,474	131,357
要介護 4	75,690	81,580	102,040	135,923
要介護 5	80,189	86,079	106,539	140,422
多床室利用の場合 ④+⑪	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
要介護 1	51,938	66,198	74,258	112,295
要介護 2	56,504	70,764	78,824	116,861
要介護 3	61,204	75,464	83,524	121,561
要介護 4	65,770	80,030	88,090	126,127
要介護 5	70,269	84,529	92,589	130,626

※医療費や理美容代等は別途必要に応じてご負担頂きます。

※オムツ代・洗濯代を含みます。

※この表はあくまでも概算であり、目安として下さい。日数や状態に応じてご負担額が前後する場合があります。

※令和1年10月1日からの料金表です。